

転入夫婦新築住宅取得補助金よくあるご質問

Q：いつから申請できるの？

A：新しいお家に住民登録をしてから、**3ヶ月後**です。

Q：令和元年に橋本市へ引っ越してきたんだけど、補助金もらえる？

A：**令和2年4月1日以降**に、夫婦2人ともが橋本市へ転入されていることが条件です。そのため、補助金の対象にはなりません。

Q：令和3年3月に橋本市に引っ越してきたんだけど、補助金をもらえる？

A：令和3年3月(転入日後の最初の4月1日)から3年を経過していないことが条件ですので、令和6年3月31日までに登記が完了していることが必要です。(住宅の所有権保存・移転登記の日が夫婦いずれかの転入日後の最初の4月1日から起算して3年を経過しないことが条件)

Q：市税を完納している夫婦ってあるけど、働いていないから課税されていないんだけど？

A：課税がない方については、非課税であることを証明する書類(非課税証明書など)が必要です。
※注意 課税がある方は、課税証明ではなく「滞納がないとわかる証明書」等が必要です。

Q：書類は橋本市役所だけでそろうの？

A：いいえ。和歌山地方法務局橋本支局や転入前の市町村で揃えていただく書類がございます。
※ご不明な点は、書類を揃える前にシティプロモーション課交流定住係までご相談ください。

Q：前の市町村で転出届を出したときに、住民票の除票や完納証明書などの添付書類を発行してもらっても問題はない？

A：いいえ。**申請日時点で1ヶ月以内に発行された書類**を添付していただく必要があります。(除票を除く)申請をしていただけるのが、新しいお家に住民登録をしてから3ヶ月後ですので、申請に来られる日が近づいてから書類の準備をお願いします。また、橋本市の住民票については、住民となった日から3ヶ月以上経過した日以降に取得してください。

Q：橋本市に引っ越しを検討中ですが、中古物件の購入でも補助金はもらえますか？

A：わかやま住まいポータルサイト又は橋本市空家バンクに登録のある物件で検討されている方は、下記URLをご確認ください。

<http://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/keizaisuisinbu/citysales/teijyu/hashimotogurasi/akiyaouenhojokin.html>

Q：いつの時点で40歳未満であれば良いのですか？

A：申請日時点でご夫婦のいずれかが40歳未満である必要があります。申請していただけるのが、新しいお家に住民登録してから、3ヶ月経過してからとなりますので、ご注意ください。

※ご不明な点は橋本市経済推進部シティプロモーション課交流定住係までご相談ください。

☎ 0736-33-6106